

山形県中小企業団体中央会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年11月1日～2026年10月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：女性だけでなく男性にも育児休業の取得を促す。

男性職員：計画期間中に該当者がいた場合は1名以上取得

女性職員：計画期間中に該当者がいた場合は全員取得

<対策>

2021年11月～ 男性職員も育児休業を取得できる旨の周知

2021年12月～ 該当者がいた場合の業務分担等について検討し、育児休業を取得しやすい環境づくりを行う

目標2：2025年までに年次有給休暇の新規付与日数に対する取得率が70%以上となるよう取得促進を図る。

<対策>

2021年11月～ 有給休暇の取得状況を把握する

2021年12月～ 職員へ有給休暇の計画的取得に向けた周知を行う